

福岡県公報

令和四年七月二十二日
第三百十七号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(行財政支援課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第六十号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和四年七月二十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 福岡市(西区)の表中

早良病院

〃 〃 姫の浜二丁目二番五〇号

を

福岡ハートネット病院

〃 〃 姫の浜二二二五〇

に改める。

一 病院 北九州市(小倉北区)の表中

小倉第一病院

〃 〃 真鶴二一五一二二

を

小倉第一病院

〃 〃 下到津二二二二四

に改める。

一 病院 大牟田市の表中

医療法人曾我病院

〃 〃 大字吉野八五九

を

くさかべ病院

〃 〃 大字吉野八五九

に改める。

二 老人ホームの表中

有料老人ホームさわやか大島老番館

〃 〃 大島三三三五一

を

住宅型有料老人ホームモナトリエ

〃 〃 魚町四三三八

を

有料老人ホームさわやか大島老番館

〃 〃 大島三三三五一

に、

社会福祉法人朝倉恵愛会特別養護老人ホーム日迎の園

〃 〃 杷木穂坂字天神原五九番の一

を

特別養護老人ホーム日迎の園

〃 〃 杷木志波九二一一

に、

特別養護老人ホーム若久園

〃 〃 新代一三八九

を

若久シニアビレッジ

〃 〃 新代一三八九一八

に改める。